#### 契約概要のご説明

この保険の内容をご理解いただくための事項を、この「契約概要のご説明」に記載しています。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているもので はありません。詳細は、「ご契約のしおり (普通保険約款・特約)」をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせ ください。保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

#### 1 商品の仕組み

#### (1)商品の仕組み

海外旅行保険は、海外旅行中に被保険者がケガを被った場合、発病した場合、そ の他費用を負担することによって損害を被った場合などを補償する保険です。 (注)海外に永住する方や、帰国予定のない方の引受けはできません。

被保険者の範囲は、以下のとおりです。ご希望の保険をお選びください。

		被保険者の範囲	
	本 人※2	配偶者※3	親 族 ※4
海外旅行保険	0	_	_
家族海外旅行保険※1	0	0	0 ,

- ※1 家族旅行特約がセットされた海外旅行保険をいいます。
- ※2 本人とは、保険申込書の被保険者欄に記載の方をいいます。
- ※3 保険申込書の被保険者欄に記載の方に限ります。なお、配偶者には、旅行後に婚姻届 出を予定されている方を含みます。
- ※4 保険申込書の被保険者欄に記載の方に限ります。なお、親族とは、「本人または配偶 者と同居の親族(本人の6親等内の血族および3親等内の姻族)」または「本人または 配偶者と別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子(をいいます。
- (注) 特約により被保険者の範囲が異なっているものがあります。詳細は普通保険約款・特 約をご確認ください。

#### 2.基本となる補償、保険金額の設定等

#### (1)保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合

前記「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご参照ください。 詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。

#### (2)セットできる主な特約とその概要

前記「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご参照ください。詳細 は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

#### (3)保険金額の設定

保険金額の設定については、以下の点にご注意ください。また、お客さまの保険 金額は、保険申込書をご確認ください。

- ●各保険金額は、引受けの限度額があります。保険金額は、被保険者の年令・収 入などに照らして適正な額となるように設定してください。なお、死亡に関す る保険金額は、次のいずれかに該当する場合、被保険者ごとに他の保険契約等と合計して、1,000万円※1※2が限度となります。
  ①被保険者が保険期間の開始時点で満15才未満の場合
- ②保険契約者と被保険者が異なるご契約において、その被保険者の同意が 確認できない場合
- ※1 普通保険約款や特約により保険金を追加・増額・倍額してお支払いするご契約の 場合は、追加・増額・倍額後の金額を適用します。
- ※2 ご契約内容により限度額が異なる場合があります。詳細は代理店・扱者または当 社までお問合わせください。

#### (4)保険期間および補償の開始・終了時期

- ①保険期間:旅行期間にあわせて2年以内で設定してください。実際に契約する 保険期間は、保険申込書をご確認ください。
- (注)保険期間を1年以内とする包括契約方式も可能です。 ②補償の開始: 始期日の午前0時に始まります。ただし、保険期間が始まった後で
- あっても、旅行開始前に発生した事故に対しては、保険金をお支払いできません。 ③補償の終了:満期日の午後12時に終わります。ただし、旅行終了後に発生し た事故に対しては、特約に定める場合を除き、保険金をお支払いできません。

保険に関するお問合わせ

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

0120-101-101(無料)

#### 3.保険料の決定の仕組みと払込方法 等

#### (1)保険料の決定の仕組み

- ①保険料は、保険金額、保険期間等により決まります。実際に契約する保険料 は、保険申込書をご確認ください。
- ②この保険の最低保険料は1保険契約につき1,000円となります。また、包括 契約等契約時に暫定保険料を領収するご契約は、解約時、ご契約内容の変 更時、確定精算時において、最低保険料を適用します。詳細は代理店・扱者 または当社までお問合わせください。

#### (2)保険料の払込方法

- ①保険料の払込方法は、ご契約時に全額を払い込む一時払となり、クレジット カードで払い込むことができます(現金により払い込むこともできます)。た だし、クレジットカードによる払い込みはご契約内容または代理店・扱者に よっては取扱いできない場合があります。
- (注1)現金による払い込みの場合、当社所定の保険料領収証を発行することとしてい ますので、お確かめください。
- (注2)包括契約方式の場合は、ご契約時に暫定保険料を払い込み、保険期間終了後 に確定保険料との差額を精算する方法(確定精算)となります。
- ②保険料は、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください。 始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発 生した事故等に対しては保険金をお支払いできません。

#### 4.満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

#### 5.解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、代理店・扱者または当社まで速やかにお申し出ください。 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還 します。この場合、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残

#### 保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

#### 当社へのご相談・苦情がある場合は

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

#### 0120-721-101(無料)

※受付時間 平日 9:00~17:00 (土・日・祝日および年末年始は休業させ) ていただきます

## 事故が発生した場合は

遅滞なく下記にご連絡ください。

#### AD海外あんしんダイヤル日本センター 81-18-888-9535

- ※あらゆる国・地域からコレクトコール。
- ※おかけ間違いにご注意ください。 ※日本国内からは0120-853024におかけください

#### 指定紛争解決機関について

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談 に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に 関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

(損害保険相談・紛争解決サポートセンター) 【ダイヤル】

0570-022-808

- ※受付時間[平日9:15~17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)] ※携帯雷話からも利用できます。※PHS・IP雷話からは03-4332-5241におかけください。
- 《詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

#### 【受付時間】 平日

9:00~19:00 /年末年始は

土・日・祝日 9:00~17:00 (休業させていただきます)

※ご契約内容の詳細や事故に関するお問合わせは取扱代理店・扱者ま たは当社営業店・サービスセンター等にお取次ぎさせていただく場合 があります。

#### ご契約にあたってのご注意

- ●このパンフレットは「海外旅行保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。 また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意しておりますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約 等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社か
- ●契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。した
- がいまして、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。 ●山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等をいいます)、ハンググライダー搭乗などの危険なスポーツを行う場合、または危険な職業に従事する場合は所定の割増保険料が必要となり ます。割増保険料の払い込みのない場合は保険金を削減してお支払いさせていただくことや、保険金をお支払いできないこ とがあります。
- ●保険契約のお申込みの際は、保険契約申込書の各項目(性別、生年月日、年令、職業・職務など)について正しくご記入ください。 ●他の保険契約等の有無、被保険者がご旅行中に従事する職業・職務および旅行行程(旅行先)\*につきましては、告知事項とし
- て保険契約申込書にご記入いただきます。 正しくご記入いただけない場合、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。 ※「家族総合賠償責任危険補償特約」または「生活用動産損害補償特約」をセットした場合に告知事項とさせていただきます。

#### あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1 http://www.aioinissaydowa.co.jp/

(140901) (2014年8月承認) GA14D010521 (30-401)

## あいおいニッセイ同和損保

MS&AD INSURANCE GROUP



海外旅行中のケガや病気などに備えたい方に。

平成26年12月以降保険始期用



# 海外旅行保険



# 海外旅行保険のご案内

楽しい海外旅行。でもケガや病気、盗難にあったら…と不安が残るものです。 さまざまなリスクを幅広くカバーする補償とサービスで、安心のご旅行に出発しませんか?

#### 補償の概要

#### 傷害死亡

●航空機事故にあい、 死亡された場合 等



#### 傷害後遺障害

●ホテル火災にあい、後遺障害が発生した



#### 疾病死亡

- ●旅行中に不幸にも病気 で死亡された場合



#### 治療・救援費用/疾病に関する応急治療・救援費用/緊急歯科治療費用

#### 傷害治療費用

●交通事故で医師の治療を うけ、治療費などがかかっ



#### 疾病治療費用

●腹痛で医師の治療をうけ、 治療費がかかった場合



#### 緊急歯科治療費用 ※1

●旅行中急に歯が痛みだし、 医師に応急処 置をしてもらっ

た場合



#### 救援者費用等

●旅行中にケガ・病気 により継続して3日 以上入院し、親族 が現地にかけつけ 交通費、宿泊費がか かった場合



(注) [疾病に関する応急治療・救援費用補償特約]がセットされている場合、海外旅行開始前に発病し、医師の治療を受けていた病気が旅先で急激に悪化して 医師の治療が必要になったときも補償します。

#### 個人賠償責任危険補償

- ●ホテルの物をこわしてしまった場合
- ●他人にケガをさせてしまった場合 等
- (注)上記事例でも損害賠償責任が発生しない場合等、事故状況等により、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。



#### 携行品損害

- ●旅行中にバッグなどを盗まれた場合 等
- (注)携行品損害の保険金額が30万円を超えるご契約の場合は、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。



#### 旅行中の事故による緊急費用 \*2、\*3

●旅行会社に預けた手荷物の目的地到 着が6時間以上遅れたため、身の回り 品等を購入した場合 等

弁護士費用等補償

●旅行中に事故にあい、帰国後、弁護

士に損害賠償請求を依頼した場合



#### テロ等対応費用

●旅行中にテロが発生して、帰国のため搭乗予定であった航空機が出発できなくなり、交通費、宿泊代等がかかった場合 等



#### オプション

#### ペット預入延長費用

●搭乗予定の帰国便が遅れ、ペットを預けていた施設への、ペット預け入れ期間を延長した場合 等



(注)ペットとは愛がん動物または伴侶動物として飼養している犬または猫をいいます。

- ※1 緊急歯科治療費用は、治療・救援費用補償特約または疾病治療費用補償特約をセットした契約で、かつ、保険期間が3か月までの契約にセットできます。
  ※2 被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等(共済契約または異なる保険種類の特約を含みます)により、既に被保険者について
- 同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。ご契約にあたっては、特約の補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。
- (注)なお、複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約を解約されると、<u>補償がなくなってしま</u>いますのでご注意ください。
- ※3 この費用を補償する他の保険契約等(共済契約または異なる保険種類の特約を含みます)を複数ご契約されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

# ・・・・・・・安心の4つのサービス・・

旅行先で突然のアクシデントに見舞われてしまった場合に、 安心のサービスで、お客さまの快適なご旅行をサポートします。

## AD海外あんしんダイヤル

旅行先で突然のアクシデントに見舞われてしまった場合に、 お電話で、さまざまなご相談を**24時間・年中無休・日本語**で、お受けします。

#### 1. 相談・紹介サービス

保険事故のご報告や、最寄りの病院・日本語が通じる病院を知りたいときなどに、ご連絡ください。 また、保険事故にあわれたお客さまをサポートする現地アシスタンス会社・クレームエージェント(事故 処理会社)のご紹介も行います。

#### 2. キャッシュレス・メディカルサービス

海外旅行中にケガや病気のため病院で治療が必要な場合に、ご連絡いただくことで、お客さまご自身で治療費を支払うことなく治療を受けられる病院を手配するサービスです。治療費は保険金として当社から病院へ直接お支払いします。

(注)病院によっては利用いただけない場合があります。また、保険証券等をお持ちでない場合や保険金をお支払いできない主な場合などサービスを利用いただけないことがあります。

#### ′3. 緊急医療アシスタンスサービス

海外旅行先でのケガ、病気によって、病院や日本への緊急移送が必要なときなどに、お電話にて24時間・年中無休・日本語で、対応いたします。

### 4. 携行品リペアサービス

「携行品損害補償特約」をセットされたお客さまが海外旅行中に保険事故で破損したお客さまのスーツケースの修理に際し、修理代金を当社が保険金として修理業者へ直接お支払いさせていただくことで、お客さまにとって修理代金のお立替えが不要となります。

スーツケースの引取りから修理、納品までを当社の指定修理業者が行うサービスです。

(注)帰国後に日本国内で利用いただくサービスです。海外滞在中など旅行中には利用いただくことができません。

# AD海外あんしんダイヤル のサービスの詳細、お電話でのご連絡先は、

ご契約時にお渡しする「海外旅行保険のご案内」をご覧ください。

#### ・ご利用上のご注意(AD海外あんしんダイヤル)・

- ●日本センターへ日本国内からおかけになる場合には「0120-853024」(無料ダイヤル※)となります。
  ※無料ダイヤルにつながらない場合は、「018-888-9535」へおかけください(この場合の通話料はお客さま負担となりますのでご了承ください)。
- ●ご契約内容に基づき保険金お支払いの対象とならないケガ、病気、事故に該当する場合は、サービスの対象とはなりません。
- ●サービスに伴って発生した治療費・移送費等の実費がご契約の保険金額を超過する場合には、その超過部分(アシスタンス会社の手数料を含みます)については、お客さまのご負担となります。保険金お支払いの対象とならない実費・手数料をお客さまからアシスタンス会社にお支払いいただいたうえで、はじめてサービスを提供させていただきます。あらかじめご了承ください。
- ●サービス提供後に保険金お支払いの対象とならないことが判明した場合は、一切の費用はお客さまのご負担となります。サービス提供の途中で判明した場合は、お客さまからアシスタンス会社に見込み額・手数料をお支払いいただいたうえでサービスを続けさせていただきます。
- ●一部地域では、サービスの提供ができない場合やサービス開始までにお時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。
- ●サービスの内容は、予告なく変更・終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### お支払いする保険金および費用保険金のご説明

海外旅行保険の各種特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」を ご参照ください。

被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等(共済契約または異なる保険種類の特約を含みます)により、既に被保険者について同 種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。ご契約にあたっては、特約の補償内容について、ご要望に沿った内容であ

(注)なお、複数	ご確認ください。 数あるご契約のうち、これらの補償が1つのこ ご注意ください。	ご契約のみにセットされている場合は、そのご	契約を解約されると、補償がなくなってしまい
■主な補償内 被保険者 (補		つ偶然な外来の事故によって被ったケガや病	気等に対して次の保険金をお支払いします。
保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	海外旅行中のケガによる死亡を補償 海外旅行中のケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	(注)保険金をお支払いする原因となったケガにより、傷害後遺障害保険金を対支払いしている場合には、傷害死亡保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いてお支払いします。	(傷害死亡保険金および傷害後遺障害保険金共通) 次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故ア、法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間イ・道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で
傷 害後遺障害保険金	海外旅行中のケガによる後遺障害を補償 海外旅行中のケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	傷害後遺障害 保険金額 (注)保険期間を通じ、傷害後遺障害保険金額が限度となります。	自動車または原動機付自転車を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の形疾患、病気または心神喪失 ⑥被保険者の好感、出産・早産または流産 ⑥戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ⑦むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの*1(後遺障害のみ) ⑧旅行開始前または終了後に発生したケガ
疾病死亡保険金	海外旅行中の病気による死亡を補償 次のいずれかに該当した場合 ①海外旅行中に病気により死亡された場合 ②海外旅行中に発病した病気(その病気の原因が海外旅行中に発病した病気(その病気の原因が海外旅行中に発生したものに限ります)により、海外旅行が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ③海外旅行中に感染した感染症**1によって、海外旅行が終了してからその日を含めて30日以内に死亡された場合 (注)上記②については、海外旅行終了後72時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合に限ります。	疾病死亡保険金額の全額	次のいずれかによる病気については保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ④被保険者が被ったケガに起因する病気 ⑤妊娠、出産、早産または流産に起因する病気
治費保険の	海外旅行中のケガによる治療費用、病気による治療費用、事故により生死が確認できない場合の捜索救助費用等を補償 ●傷害治療費用部分海外旅行中のケガのため、治療*3を受けられ、被保険者が治療費用を負担した場合 ●疾病治療費用部分次のいずれかに該当し、被保険者が治療費用を負担した場合 ①海外旅行中に発病した病気または海外旅行終了後72時間以内に発病した病気(その病気の原因が海外旅行を発生したものに限ります)により、海外旅行終了後72時間を経過するまでに治療*3を開始された場合 ②海外旅行中に感染した感染症*2により、海外旅行終了後30日を経過するまでに発病し、海外旅行終了後30日を経過するまでに発病し、海外旅行終了後30日を経過するまでに発病し、海外旅行終了後30日を経過するまでに発病し、海外旅行終了後30日を経過するまでに発病し、海外旅行終了後30日を経過するまでに治療*3を開始された場合 ●救援者費用部分次のいずれかに該当し、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が捜索救助費用などを負担した場合 ①海外旅行中のケガまたは自殺行為のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②海外旅行中に被ったケガの治療*3のため、3日以上続けて入院された場合 ③海外旅行中に複ったケガの治療*3のため、3日以上続けて入院された場合	●傷害・疾病治療費用部分	次のいずれかによって発生した費用については保険金をお支払いできません。 ●傷害治療費用部分 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為。自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間イ道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間の上端できないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間の地震、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間の戦争変により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または腰痛等で医学的他覚所見のないもの。 ②教予会に対した方がなど ●疾病治療費用部分 上記●傷害治療費用部分①~⑤のほか、次のいずれかに該当する場合も保険金をお支払いできません。 ①妊娠、出産「早産または流産に起因する病気②歯科疾病 ③旅行開始前に発病した病気(既往症)  ●数援者費用部分 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失(**)

(3) 海外派行中に病気、妊娠、田産、半産もしくは 流産により死亡された場合 (4) 海外旅行中に発病した病気の治療\*3のため、

海外旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし、海外旅行中に治療\*3を開始し、かつ、その後も引き続き治療\*3を受けていた場合に限ります。 ⑤海外旅行中に発病した病気の治療<sup>※3</sup>のため、 3日以上続けて入院された場合。ただし、海外

旅行中に治療※3を開始していた場合に限り 6海外旅行中に被保険者が搭乗している航空

機・船舶が行方不明になった場合または遭難 ⑦海外旅行中の事故により被保険者の生死が

確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の 機関により確認された場合

#### ●救援者費用部分

#### 救援者費用の額

保険契約者 被保険者または被保険者の親族が 負担した費用で社会通念上妥当な費用をいい

②現地へ赴く交通費(救援者3名分・1往復分限度) ③宿泊料(救援者3名分・1名につき14日分限度) ④救援者の渡航手続費ならびに救援者または 被保険者が現地で支出した交通費、身の回り 品購入費、国際電話料等通信費。ただし合計

で20万円が限度となります。 ⑤現地からの移送費用(払い戻しを受けた金額 や負担することを予定していた金額、傷害・疾

病治療費用部分でお支払いする金額は差し ⑥遺体処理費用。ただし、100万円が限度となり

(注3)1回のケガ、病気、事故につき、治療・救援 費用保険金額が限度となります。

保

②被保険者の闘争行為、自殺行為(\*)または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した

故 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車 または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた

状態で自動車または原動機付自転車を運転して ウ 麻薬 大麻 あへん 曽サい剤 シンナー等の影響 

の戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 のむちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの\*\*

\*) 自殺行為により死亡された場合には保険金をお支

保険金の種類 保険金をお支払いする場合 保険金をお支払いできない主な場合 お支払いする保険金の額 海外旅行開始前に発病し治療<sup>※3</sup>を受けたことの 「治療・救援費用保険金」の疾病治療費用部分およ 「治療・救援費用保険金」の「保険金をお支払いできな ある病気を原因として、海外旅行中に病気の症状 の急激な悪化により治療\*3を受け、「治療・救援費 用保険金」の「保険金をお支払いする場合」に該当 で救援者費用部分に同じ。ただし、海外旅行中の初 保険金をお支払いできません。 ①海外旅行終了後に治療\*3を開始された場合 日からその日を含めて30日以内で、かつ 保険者が住居に帰着するまでに必要な費用に限り ク海ノがは1点1 をに入り続いる。 シ海外旅行開始前に発病した病気の治療\*3または症 状の緩和を目的とする海外旅行の場合 (3)海外旅行盟始前に旅行先の病院または診療所で治 (注1)海外旅行前に発病した1つの病気につき、治 療\*3を受けることが決定していた場合 療・救援費用保険金額が300万円以上の場 高は300万円、300万円未満の場合は治療 救援費用保険金額と同額が限度となります。 ※接負用保険金銀ご同銀が限度ごなります。
(注2)次の費用については、保険金お支払いの対象外となります。
・海外旅行中も支払うことが予定されていた透析、人工呼吸器、人工心臓弁、ペースメーカ、人工肛門、車椅子その他の器具の継続的な使用に関わる費用またはインスリン注
会質の機体がなりまりに関する。表現の 疾病に関す る応急治療・ 射等の継続的な使用に関わる費用 救援費用に ・温泉療法その他の薬治、熱気浴等の理学的 係る治療 療法の費用
・あん摩、マッサージ、指圧、鍼、灸、柔道整 救援費用 復、カイロプラクティックまたは整体の費用 ・運動療法、リハビリテーション、その他身体の 保 険 金 機能回復を目的とするこれらに類する理学 的療法の費用 ・臓器移植等に関わる費用および日本国外 における臓器移植等と同様の手術等に関 わる費用 ・眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装 着および調整に関わる費用または近視矯 正手術その他の視力回復を目的とする処 置に関わる費田 ・毛髪移植、美容上の理由による形成手術そ の他の健康状態改善以外を目的とする処置に関わる費用 ・不妊治療その他の妊娠促進管理に関わる 海外旅行中に発生した歯科疾病症状の急激な発 「治療・救援費用保険金」の疾病治療費用部分のほか、 費用の額  $\mathbb{I} \times \mathbb{I}$ 50% 症・悪化により海外旅行中に歯科医師による緊急 歯科治療\*3を開始され、被保険者がその費用を負 次のいずれかに該当する場合も保険金をお支払いでき (注1)上記の費用の額は、被保険者が負担した次の 緊急歯科 ○ 義協または歯科矯正装置の欠陥② 義歯または歯科矯正装置の自然の消耗・性質による 費用で社会通念上妥当な費用をいいます。 ①医師、病院等に支払った診療関係の費用 治療による (注)緊急歯科治療とは、歯科医師が必要であると 認め、歯科医師が行う歯科疾病に対する治療 さび、かび、変色その他類似の事由 ③義歯または歯科矯正装置のすり傷等単なる外観の損 治療・救援 ②保険金の請求のために必要な歯科医師の のうち、痛みや苦痛を一時的に除去もしくは緩和するための応急治療または飲食時の苦 診断書費用 田 場。
④ブラッシング、審美歯科治療、その他口腔衛生行為 険 金 て7日以内に要した費用に限ります。 痛を一時的に除去もしくは緩和するための義 歯もしくは歯科矯正装置の応急修理で、かつ、 社会通念上妥当なものをいいます。 次のいずれかによって発生した費用については保険金 をお支払いできません。 海外旅行中に負担を余儀なくされた費用を 旅行事故緊急費用の額 )保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意 海外旅行中に発生した予期せぬ偶然な事故(\*)がも <旅行事故緊急費用> 被保険者が余儀なく負担した次の費用のうち、社会 こで、被保険者が費用の負担を余儀なくされた場合 通念上妥当な費用とします。 \*)公の機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または 1)交诵費 ①交通日 ②ホテル等客室料 ③食事代。ただし、次のいずれかにより出発地また は乗継地において代替となる航空機が利用可能 となるまでの間に負担した費用に限ります。 a.次のいずれかの事由により、出発予定時刻か り、その発生が証明されるものに限ります。 . 法令に定められた運転資格を持たないで自動車 または原動機付自転車を運転している間 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた 状態で自動車または原動機付自転車を運転して ら6時間以内に代替となる航空機を利用でき り、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響 により正常な運転ができないおそれがある状態 ない場合 被保険者が搭乗する予定であった航空機の で自動車または原動機付自転車を運転している 6時間以上の出発遅延、欠航もしくは運休または搭乗予約受付業務の不備による搭乗不 前戦争 外国の武力行使 革命 内利等の事変 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更 むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの\*1 b. 被保険者が搭乗した航空機の遅延等により、 乗継地から出発する被保険者が搭乗する予定 9妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気 の航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻 到歯科疾病 動運行時刻が定められていない交通機関の遅延または から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合 欠航·運休 ④国際電話料等通信費 渡航手続費 診旅行サービス取消料 の所付リーと人収消料 ②身の回り品購入費。ただし、被保険者が搭乗する航空便が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、寄託手荷物が予定していた目的地に運搬されなかったために、被保険者が目的地においてまたかったために、被保険者が目的地において 旅行事故 緊急費用 保 険 金 負担した費用で、かつ、航空機がその目的地に到着 してから96時間以内に負担した費用に限ります。 じ、旅行事故緊急費用保険金額が限度となり ます(ただし、上記③については旅行事故緊急 費用保険金額の10%限度)。 (注2)上記⑦の費用については保険期間を通じ、旅 行事故緊急費用保険金額の2倍の額が限度 この費用を補償する他の保険契約等(共済契約ま たは異なる保険種類の特約を含みます)を複数で 契約されても、お支払いする保険金の額は、それ らのご契約のうち最も高い保険金額が限度とな ります。それぞれの保険契約等から重複して保険 金をお支払いできませんのでご注意ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
テロ等 対応費用 保険金	テロ等により帰国が遅延したことで、負担を余儀なくされた費用を補償 テロ等により帰国が遅延したため、被保険者が費用の負担を余儀なくされた場合  (注)テロ等により帰国が遅延したとは、旅行の最終目的地への到着が満期日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、次の事由により遅延したことをいいます。 ①被保険者が乗客として搭乗している交通機関(搭乗予定を含みます)または被保険者が入場している施設(入場予定を含みます)に対する第三者による不法な支配、テロ行為または公権力による拘束②被保険者が誘拐されたこと。④日本国外において、空港が閉鎖された結果、被保険者がその空港所在国を容易に出国できない状態になったこと	費用の額  <対象となる費用> 被保険者が余儀なく負担した次の費用のうち、社会通念上妥当な費用とします。 ①交通費 ②宿泊施設の客室料 ③国際電話料等通信費  (注)保険期間を通じ、テロ等対応費用保険金額(10万円)が限度となります。  この費用を補償する他の保険契約等(共済契約または異なる保険種類の特約を含みます)を複数ご契約されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。	次のいずれかによって発生した費用については保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 など	損請 審費 審明	海外旅行中の偶然な事故に対する損害賠償請求費用を補償 海外旅行中に偶然な事故により被害を被った被保険者が法律上の損害賠償請求を行い、損害賠償請求を行い、損害賠償請求を預力を複別を担けることによって損害を被った場合(注1)被害とは被保険者の身体の障害または財物の損壊をいいます。 (注2)被害に対する損害賠償請求を被害の発生日からその日を含めて3年以内に行った場合に限ります。 〈損害賠償請求費用〉訴訟費用、弁護土報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用をいい、法律相談費用は含みません。	損害の額 (注)1回の事故につき、100万円が限度となります。 損害の額	<損害賠償請求費用保険金および法律相談費用保険金共通> (1)次のいずれかの被害事故については保険金をお支払いできません。 ①被保険者の放意または重大な過失によって発生した被害事故 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した被害事故 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した被害事故 ア・法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間イ・道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 <li>② 依保険者または被保険者の使用者の業務の用に供される財物および業務に関連して受託した財物につ</li>
個責保 障金	海外旅行中の偶然な事故の損害賠償を補償 被保険者が、海外旅行中に偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊・紛失について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合  (注1)他人の財物には、次のものを含みます。 ・レンタル業者より保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品 ・宿泊施設の客室および客室内の動産(セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます) ・被保険者が滞在する居住施設内の部屋および部屋内の動産化ただし、建物やマンションの戸室全体を賃借している場合を含みません) (注2)被保険者が責任無能力者の場合には、その親権者またはその他の法定監督者を被保険者とします。ただし、保険金のお支払対象となる損害は、その責任無能力者の障害または他人の財物の損壊・紛失について、親権者またはその他の法定監督義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償 情報を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額  (*)支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 (注1)1事故につき、個人賠償責任危険保険金額が限度となります。 (注2)上記算式により計算した額とは別に、過要を関するものがある場合は、大きなります。ただし、上記算式により計算した額が個人賠償責任危険保険金額が経済を超える場合、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。ただし、上記記算式により計算した額が個人賠償責任危険保険金額を超える場合、示談交渉費用の一の計算を計算した額が個人賠償責任危険保険金額を超える場合、示談交渉費用の手が表別に、対する個人賠償責任危険保険金額を超える場合、示談交渉費用の事が表別する個人賠償責任危険保険金額を超える場合、示談交渉費用の事が認定がする個人賠償責任危険保険金額を超える場合、示談交渉費用の事が認定がする個人賠償責任危険保険金額の対する個人賠債責任危険保険金額の対する個人賠債責任危険保険金額の決定に対する法律上の損害害賠償責任の額の決定となります。	(1)次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者または被保険者の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ③核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ④上記③以外の放射線照射または放射能汚染  (2)次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ②航空機・船舶(コット、水上オートパイを含みません)、車両(ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービルを含みません)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③他人から借りたり預かった財物のうち左記「保険金をお支払いする場合」の他人の財物に該当しない財物自体の損害に起因する損害賠償責任 ④親族に対する損害賠償責任	法費保 ( )	海外旅行中における偶然な事故により被害を被った被保険者が、弁護士に法律相談を行い、損害賠償請求費用を負担することによって損害を被った場合 (注1)被害とは被保険者の身体の障害または財物の損壊をいいます。 (注2)被害に対する法律相談を被害の発生日からその日を含めて3年以内に行った場合に限ります。 (注3)法律相談には口頭による鑑定、電話による相談、またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的に弁護士の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。  <法律相談の対価として弁護士に支払われるべき費用をいいます。	(注)1回の事故につき、10万円が限度となります。	はて発生した被害事故 など (2)次のいずれかによって被害事故が発生した場合は保険金をお支払いできません。 ①戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③台風、洪水または高潮 (4)被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に発生した被害事故 など (3)次のいずれかに該当する身体の障害または財物の破損 褒が発生した場合は保険金をお支払いできません。 (1)被保険者の麻薬等の使用による身体の障害または財物の破損 ②液体、気体または固体の排出、流出または溢不測かつ突発的な事由による場合を含みません。 (3)財物の欠陥・自然の消耗・性質によるさび、かび、変色その他類似の事由を原因とする財物の損壞 (4)被保険者が違法に所有・占有する財物の損壞 (5)労働災害により発生した身体の障害 ア・診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の 子医療品または医療用具等の調剤、調整、鑑定、販売、投与または受与の指示 ウ・身体の整形 エ・あんま、マッサージ、指圧、鍼 (Acupuncture)、一交の他の有害な特性による身体の障害または財物の破損 (4)如くは石綿を含む製品が有する発ガン性その他の有害な特性による身体の障害または財物の破損 (5)対したのでは、2000年であるりなの破損 (5)対象が関係ないでは、2000年であるりは、2000年であるが、2000年であるりは、2000年であるりは、2000年であるりは、2000年であるが、2000年であるりは、2000年であるりは、2000年であるりは、2000年であるが、2000年であるが、2000年であるが、2000年であるりは、2000年であるが、2000年
携損保 行 険 品害金	海外旅行中の偶然な事故による携行中の身の回り品の損害を補償 海外旅行中に偶然な事故により、被保険者が携行している身の回り品(被保険者所有の物および海外旅行開始前に他人から無償で借りた物)に損害が発生した場合 〈補償対象外となる携行品〉 ①通貨、小切手、株券、手形、定期券、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、定期券以外の乗車券等については補償対象となります。②預貯金証書、キャッシュカード、クレジットカード、連転免許証その他これらに類する物。ただし、時動車または原動機付自転車の免許証やパスポートについては補償対象となります。。③稿本(本などの原稿)、設計書、図案、帳簿、その他これらに類する物 ④ 船舶、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品 ⑤ 被保険者が山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具長を使用するもの、ロッククライミング等をいいます)、職務以外での航空機乗総、スカイダイピング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に用いられる用具やサーフィン等を行うための用具 ⑥義歯、義肢およびコンタクトレンズその他これらに類する物 ②動物および植物 ⑧商品もしくは製品等または業務の目的のみに使用される設備もしくは什器	損害の額	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変 ④差押え・破壊等の公権力の行使、ただし、火災消防または凝難に必要な処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊を含みません。 ⑤ 保険の対象のク解 ⑥ 保険の対象のり自然の消耗・性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等 ⑦ 保険の対象の自然の消耗・性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等 ② 保険の対象のすり傷等単なる外親の損傷 ⑥ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気の事故・機械的事故。ただし、これらにより発生した災災による損害を含みません。 ⑥ 保険の対象である液体の流出。ただし、他の保険の対象に養生した損害を含みません。 ⑥ 保険の対象の置き忘れ・紛失 ① 破気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により情報を記録しておくことができる物または機器に記録された情報のみに発生した損害	できないもは ※2感染症とは、 グ病、コクシ ザ、ニパウィ ※3治療とは、医 注1 疾病死亡・ 旅行事故! 達2 保険金をさ 正特約」に	のをいいます。 、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル 、ルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、上のが必要であると認め、医師が行う治療をいい。 保険金、治療・救援費用保険金、疾病に関する 緊急費用保険金、弁護士費用等補償特約の保険 お支払いできない主な場合の戦争等の事変による	マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、 レ熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、 リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。 ます。 い応急治療・救援費用に係る治療・救援費用保 食金において、「海外旅行」とは「保険期間中か よる損害等のうち、テロ行為によって被った損害	生を予見していた身体の障害または財物の損壊など次のいずれかによって発生した費用については保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間へが態交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間の、無薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間の戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変のむちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの*1

注4 他の保険契約等との関係でお支払いする保険金の額が制限されることがあります。

## 海外旅行保険 おすすめプラン一覧表

本プラン表は、被保険者1名となる場合に使用します。ご家族で加入される場合は、裏面のプラン表をご覧ください。

#### <ご契約にあたってのご注意>

- 1.保険期間(保険のご契約期間)は旅行開始日から数えます。旅行期間にあわせて設定してください。 【例】1月1日から1月6日までのご旅行 → 保険期間:「6日まで」
- 2. ご契約いただける傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、次のいずれかに該当する場合、被保険者ごとに他の保険契約等と合算して、1,000万円が上限となります(★印のついたプランは以下に該当する場合ご加入できません)。
  - ①被保険者本人が保険期間の開始時点で満15才未満の場合(主要旅行目的が留学、駐在(駐在に帯同する家族を含みます)、学校旅行の場合は3,000万円が上限となります)。
  - ②保険契約者と被保険者本人が異なるご契約において、その被保険者本人の同意が確認できない場合。

	プラン	ベーシックプラン				疾病死亡	なしプラン	ペット上乗せプラン				
補	賞項目	KA1*	KB1★	KC1*	KD1	LC1*	LD1	MA1*	MB1★	MC1★	MD1	
	傷害死亡	10,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	10,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	
	傷害後遺障害	10,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	10,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	
	疾病死亡	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	-	_	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	
保 .	治療·救援費用	10,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	10,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	
	疾病応急治療·救援費用	300万円	300万円	300万円	300万円							
険	旅行事故緊急費用	5万円	5万円	5万円	5万円							
金	テロ等対応費用	10万円	10万円	10万円	10万円							
	緊急歯科治療	補償	補償	補償	補償							
額	個人賠償責任(免責金額0円)	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円							
	携行品損害(免責金額0円)	100万円	70万円	50万円	30万円	50万円	30万円	100万円	70万円	50万円	30万円	
	弁護士費用等	100万円	100万円	100万円	100万円							
	ペット預入延長費用	_	_	_	_	_	_	1万円	0.5万円	0.5万円	0.5万円	
	保 険 期 間	KA1	KB1	KC1	KD1	LC1	LD1	MA1	MB1	MC1	MD1	
	1 日まで	7,140円	5,040円	4,090円	2,420円	2,980円	2,050円	7,200円	5,070円	4,120円	2,450円	
	2 日まで	8,480円	6,080円	4,950円	3,110円	3,840円	2,740円	8,540円	6,110円	4,980円	3,140円	
	3 日まで	9,610円	7,020円	5,760円	3,780円	4,620円	3,400円	9,670円	7,050円	5,790円	3,810円	
	4 日まで	10,690円	7,880円	6,480円	4,370円	5,340円	3,990円	10,750円	7,910円	6,510円	4,400円	
	5 日まで	12,120円	9,040円	7,470円	5,100円	6,210円	4,680円	12,190円	9,070円	7,500円	5,130円	
	6 日まで	13,640円	10,180円	8,380円	5,780円	7,060円	5,340円	13,710円	10,220円	8,420円	5,820円	
	7 日まで	14,840円	11,090円	9,140円	6,370円	7,790円	5,920円	14,920円	11,130円	9,180円	6,410円	
	8 日まで	17,010円	13,070円	10,970円	7,880円	9,410円	7,360円	17,090円	13,110円	11,010円	7,920円	
保	9 日まで	18,030円	13,880円	11,660円	8,420円	10,040円	7,880円	18,110円	13,920円	11,700円	8,460円	
	10 日まで	18,980円	14,630円	12,290円	8,930円	10,670円	8,390円	19,070円	14,670円	12,330円	8,970円	
険	11 日まで	20,090円	15,490円	12,990円	9,480円	11,340円	8,930円	20,180円	15,540円	13,040円	9,530円	
	12日まで	21,020円	16,220円	13,610円	9,960円	11,930円	9,400円	21,120円	16,270円	13,660円	10,010円	
料	13 日まで	22,110円	17,050円	14,300円	10,510円	12,620円	9,950円	22,210円	17,100円	14,350円	10,560円	
	14 日まで	23,060円	17,820円	14,930円	11,020円	13,220円	10,450円	23,160円	17,870円	14,980円	11,070円	
	15 日まで	23,960円	18,520円	15,530円	11,510円	13,820円	10,940円	24,070円	18,570円	15,580円	11,560円	
	17 日まで	25,210円	19,540円	16,400円	12,210円	14,660円	11,630円	25,320円	19,590円	16,450円	12,260円	
	19 日まで	27,260円	21,100円	17,680円	13,230円	15,940円	12,650円	27,380円	21,160円	17,740円	13,290円	
	21 日まで	29,040円	22,490円	18,840円	14,150円	17,070円	13,560円	29,160円	22,550円	18,900円	14,210円	
	23 日まで	31,050円	24,010円	20,080円	15,070円	18,250円	14,460円	31,180円	24,080円	20,150円	15,140円	
	25 日まで	33,140円	25,570円	21,340円	16,000円	19,420円	15,360円	33,280円	25,640円	21,410円	16,070円	
	27 日まで	35,060円	27,040円	22,530円	16,890円	20,550円	16,230円	35,200円	27,110円	22,600円	16,960円	
	29 日まで	37,290円	28,760円	23,960円	18,030円	21,950円	17,360円	37,440円	28,830円	24,030円	18,100円	
	31 日まで	39,250円	30,310円	25,280円	19,080円	23,210円	18,390円	39,410円	30,390円	25,360円	19,160円	

### 家族海外旅行保険(家族旅行特約セット海外旅行保険) おすすめプラン一覧表

#### <プランの組み合わせ方法>

- 1. はじめに、(A) 「本人用」表から、ご本人(保険申込書の本人欄に記入される方) のプランをお選びください。
  - (注1)「個人賠償責任」「携行品損害」「弁護士費用」「ペット預入延長費用」の保 険金額(ご契約金額)はご家族全員分となります。
- 2. 次に、(B)「本人以外用」表から、ご家族の方お一人ごとに1つのプランをお選びください。
  - (注2)「本人用」を「ベーシックプラン」から選択した場合、「本人以外用」も「ベーシックプラン」からのみ選択できます。「疾病死亡なしプラン」「ペット上乗せプラン」も同様です。
  - (注3)「本人以外用|プランの保険金額は、「本人用|の保険金額以下で選択してください。
  - (注4)ご家族全員のプランが同一の場合、保険申込書には同一保険金額型プラン名を記載ください(詳細は保険申込書裏面をご覧ください)。

#### <ご契約にあたってのご注意>

- 保険期間(保険のご契約期間)は旅行開始日から数えます。旅行期間にあわせて設定してください。
   【例】1月1日から1月6日までのご旅行 → 保険期間:「6日まで」
- 2. ご契約いただける傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、次のいずれかに該当する場合、被保険者ごとに他の保険契約等と合算して、1,000万円が上限となります(★印のプランには以下に該当する場合ご加入できません)。
  - ①被保険者本人が保険期間の開始時点で満15才未満の場合(主要旅行目的が留学、駐在(駐在に帯同する家族を含みます)、学校旅行の場合は3,000万円が上限となります)。
  - ②保険契約者と被保険者本人が異なるご契約において、その被保険者本人の同意が確認できない場合。



の中からお選びください。

の中からお選びください。

の中からお選びください。

をお選びください。

をお選びください。

をお選びください。

#### (A)本人用

#### (B)本人以外用(1名あたり)

【(A)本人用のプラン】【(B)本人以外用のプラン】

NC1、NE1

NE1

PC1、PE1

PF1

QC1, QE1

QE1

NC1

NE1

PC1

PE1

QC1

QE1

プラン		プラン ベーシックプラン 疾病死亡		疾病死亡	なしプラン ペット上乗せプラン			ベーシッ	ベーシックプラン		疾病死亡なしプラン		ペット上乗せプラン	
補償	資耳目	NC1*	NE1	PC1*	PE1	QC1*	QE1	NC1*	NE1	PC1*	PE1	QC1*	QE1	
	傷害死亡	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	
	傷害後遺障害	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	
-   2	- 疾病死亡	2,000万円	500万円	_	_	2,000万円	500万円	2,000万円	500万円	_	_	2,000万円	500万円	
保 a	- │ 治療・救援費用	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	1,000万円	
0.	疾病応急治療・救援費用	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	
険   <sup>た</sup>	旅行重故駁刍費田	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	
金	テロ等対応費用	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	
額 —	緊急歯科治療	補償	補償	補償	補償	補償	補償	補償	補償	補償	補償	補償	補償	
一	個人賠償責任(免責金額0円)	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	_	_	_	_	_	_	
放	長 携行品損害(免責金額0円)	100万円	60万円	100万円	60万円	100万円	60万円	_	_	_	_	_	_	
井	弁護士費用等	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	_	_	_	_	_	_	
17	ペット預入延長費用	_		_	_	0.5万円	0.5万円	_	_	_			_	
	保険期間	NC1	NE1	PC1	PE1	QC1	QE1	NC1	NE1	PC1	PE1	QC1	QE1	
	1日まで	4,330円	2,570円	3,590円	2,380円	4,360円	2,600円	3,000円	1,720円	2,260円	1,530円	3,000円	1,720円	
	2日まで	5,500円	3,420円	4,760円	3,230円	5,530円	3,450円	3,550円	2,200円	2,810円	2,010円	3,550円	2,200円	
	3 日まで	6,580円	4,240円	5,820円	4,050円	6,610円	4,270円	4,040円	2,650円	3,280円	2,460円	4,040円	2,650円	
	4日まで	7,560円	4,970円	6,800円	4,780円	7,590円	5,000円	4,490円	3,060円	3,730円	2,870円	4,490円	3,060円	
	5 日まで	8,950円	5,920円	8,110円	5,710円	8,980円	5,950円	4,990円	3,470円	4,150円	3,260円	4,990円	3,470円	
	6 日まで	10,230円	6,790円	9,350円	6,570円	10,270円	6,830円	5,520円	3,890円	4,640円	3,670円	5,520円	3,890円	
	7日まで	11,240円	7,530円	10,340円	7,300円	11,280円	7,570円	5,980円	4,280円	5,080円	4,050円	5,980円	4,280円	
	8日まで	13,250円	9,130円	12,210円	8,870円	13,290円	9,170円	7,480円	5,580円	6,440円	5,320円	7,480円	5,580円	
保	9日まで	14,150円	9,780円	13,070円	9,510円	14,190円	9,820円	7,910円	5,940円	6,830円	5,670円	7,910円	5,940円	
	10 日まで	15,010円	10,410円	13,930円	10,140円	15,050円	10,450円	8,300円	6,290円	7,220円	6,020円	8,300円	6,290円	
険	11 日まで	15,950円	11,100円	14,850円	10,820円	16,000円	11,150円	8,760円	6,680円	7,660円	6,400円	8,760円	6,680円	
	12 日まで	16,790円	11,690円	15,670円	11,410円	16,840円	11,740円	9,130円	6,990円	8,010円	6,710円	9,130円	6,990円	
料	13 日まで	17,710円	12,360円	16,590円	12,080円	17,760円	12,410円	9,560円	7,360円	8,440円	7,080円	9,560円	7,360円	
	14 日まで	18,550円	12,990円	17,410円	12,700円	18,600円	13,040円	9,960円	7,720円	8,820円	7,430円	9,960円	7,720円	
	15 日まで	19,360円	13,600円	18,220円	13,310円	19,410円	13,650円	10,350円	8,070円	9,210円	7,780円	10,350円	8,070円	
	17 日まで	20,510円	14,440円	19,350円	14,150円	20,560円	14,490円	10,910円	8,550円	9,750円	8,260円	10,910円	8,550円	
	19 日まで	22,250円	15,710円	21,090円	15,420円	22,310円	15,770円	11,730円	9,260円	10,570円	8,970円	11,730円	9,260円	
	21 日まで	23,840円	16,870円	22,660円	16,570円	23,900円	16,930円	12,400円	9,850円	11,220円	9,550円	12,400円	9,850円	
	23 日まで	25,530円	18,040円	24,310円	17,730円	25,600円	18,110円	13,150円	10,450円	11,930円	10,140円	13,150円	10,450円	
	25 日まで	27,260円	19,200円	25,980円	18,880円	27,330円	19,270円	13,880円	11,010円	12,600円	10,690円	13,880円	11,010円	
	27 日まで	28,920円	20,360円	27,600円	20,030円	28,990円	20,430円	14,550円	11,560円	13,230円	11,230円	14,550円	11,560円	
	29 日まで	30,820円	21,750円	29,480円	21,410円	30,890円	21,820円	15,470円	12,350円	14,130円	12,010円	15,470円	12,350円	
	31 日まで	32,540円	23,020円	31,160円	22,670円	32,620円	23,100円	16,350円	13,110円	14,970円	12,760円	16,350円	13,110円	
												(2)	0-401差认)	